

○財務省告示第三百七十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年十月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年十一月六日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第二百六十九回、第二百七十一回、第二百七十三回及び第二百七十四回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十三回、第五十四回、第五十七回、第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十五回、第六十七回、第六十九回、第七十回、第七十二回、第七十六回及び第七十八回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号）に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次				

六	発行額	九	振替単位	八	最低額面金	五	九	三	額割
七	払込金額	十	発行価格	十	振替法の規定による振替口座金	万	千	千	り当てる。
		一				円	円	円	

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \left(\frac{100 + \text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

（別表のとおり）
 は、募入の決定額に追加を受け、第
 式により決定する。期に払い、第
 十号の規定する。日金に、第
 むものとする。る。日金に、第

の率前十経行、
 額利の第の発は、
 金の債ひでがに
 面債国が其日に
 額国象日日期合
 の象對翌行払る場
 債對行的の発支る
 国對行的の發する
 象對各期す利に
 行各期す利に
 對各期す利に
 行各期す利に
 發行各期す利に
 總額100×支規數同／365

十三
 の経利
 払過
 込利
 み子率

十一
 発行
 行
 行
 価
 格

九
 振替
 替
 單
 位

八
 最低
 額
 面
 金

七
 払込
 金
 額

六
 発行
 額

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額
（利付国庫債券） （第十一年） （第九回）	一・三%	平成三年二月二十七日	一億円
（利付国庫債券） （第十一年） （第八回）	一・二%	平成六年二月二十七日	円百八十三億
（利付国庫債券） （第十一年） （第七回）	一・五%	平成九年二月二十七日	五十億円
（利付国庫債券） （第十一年） （第六回）	一・五%	平成十年二月二十七日	円百八十七億
（利付国庫債券） （第十一年） （第五回）	二・一%	平成十年三月十二日	六十八億円
（利付国庫債券） （第十一年） （第四回）	二・二%	平成十年三月十三日	百億円
（利付国庫債券） （第十一年） （第三回）	一・九%	平成六年三月二十四日	二億円

（別表）

十八 元利回り支の単利回りとする。
十九 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十一年十月二十七日

（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 二）債 回）券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 七）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 五）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回）券 ）
一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %
日年平 三成 月三 二十七	日年平 九成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	十年平 日十成 二三 月十 二五	日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 二三 月十 二四	十年平 日十成 二三 月十 二四	日年平 九成 月三 二十四
三 十 四 億 円	億三 円百 五 十二	億三 円百 六 十七	六千 億二 円百 二十	十 億 円	三 十 億 円	五 十 億 円	五 億 円	百 二 十 億 円	十 億 円

（利付
第二国
十七年
十年庫
八）債
回 券
）

一
・
九
%

日 年 平
六 成
月 三
二 十
十 七

二
百
億
円